



## 伊達町社会福祉憲章

〈昭和50年6月23日制定〉

わが町は、憲法の精神にしたがい、快適な生活環境のもとで、心身共に健康で文化的な社会生活を営むことに努めている。

さらに、町民の生活安定と福祉の向上を図るため、町民の相互扶助の精神にもとづいて理解と協力を得ながら、明るく住みよい平和な町を目ざしこの憲章を定める。

- 一、町民の福祉は、町のあらゆる施策のかなめとして尊重される。
- 一、町は、すべての町民が希望にみちた住みよい社会生活ができるよう努める。
- 一、町民は、明るく豊かな社会を築くため、たがいに励まし合い協力する。